

## 巻頭論文

## 到来の国際政治を模索して

森田 昌幸

Groping for incoming International  
Politics in the Growing Globalization

## 1. はじめに

国際社会が自己の意思で秩序と安定を模索し始めたのは1648年のウエストファリア国際会議からと考えるのが一般的である。それから今日まで、すでに350年以上の年月が流れ去った。いわゆるウエストファリア精神の中心は国家主権の確立であった。国家は対内的には唯一、絶対、最高の統治権力を有し、同時に対外的には、その領土、領空および領海について、いかなる他国の干渉も絶対的に拒否できる権利すなわち主権の承認であった。

しかしこの主権の承認こそ、やがて国際社会を混乱と破壊の修羅場に転落させる元凶となっていったのである。国際社会は今やウエストファリア精神の修正もしくは廃絶を願いながら、またしても新たな国際秩序の確立を模索しつつある。たしかにEUは、そのひとつの実験であろう。しかしこの実験が近い将来そう簡単に成功するとは思われない。その理由はEUそのものが、すべての加盟各国の国家主権を承認したまま発足したことをみれば明らかである。ふり返ってみるとマストリヒト条約の段階でEUは主権問題を解決すべきであった。しかしそれができなかった。なぜできなかったか。それは主権問題解決のため主権を行使したからである。まさに自己矛盾に陥ってしまった。もはや解決の糸口さえもない。

では国際連合はどうか。これこそまさに主権と主権の激突の場と化した。かつて崇高な理念を掲げて発足したダンバートンオクス精神は、今や息もたええなくなってしまった観がある。第2次世界大戦終了直後にサンフランシスコで国連憲章は

「われら一生のうちに2度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳および価値と男女および大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条約を確立し（中略）寛容を実行し、かつ善良な隣人として互いに平和に生活し、国際の平和および安全を維持するために、われらの力を合わせ、共同の利益の場合を除くほかは武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し（中略）これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した」

と高らかに宣言している。もし今日ダンバートンオクス精神のかけらでも残っていれば朝鮮戦争もベトナム戦争も、フォークランド沖海戦もコソボ紛争も勃発することはなかったであろう。戦争こそまさに国家主権の発動の最悪のケースである。国家意思を戦争という形態で発動させる理論的根拠は主権概念そのものに内在している。いかにして国家主権を制限するか。いかにして国際の平和と安定を確保するか。21世紀の人類に課せられた到来の国際政治である。

## 2. 紛争原因

国際紛争の原因にも時代の流れといったものがある。戦争は国家利益と国家利益の衝突であると、長年にわたり考えられてきたが、21世紀にはいつてからの国際紛争は、かならずしもそうとばかりはいえない。たとえば、ニューヨーク貿易センタービル爆破を引金

として勃発したイラク戦争は、何がアメリカの国家利益を侵害したのか、またイラクにとっても、武力発動によってまでも擁護しようとした国家利益は何であったのか、今ひとつ判然としない。多くの研究者は、長年にわたって対立し続けたアメリカ世界とアラブ世界の不満や価値観の相違を原因のひとつとして指摘するが、そのような漠然とした原因によって国家が武力発動する現象は、少なくとも近代戦争においては稀有であるといつてよいであろう。

かつてナチス・ドイツが1939年9月1日、56個師団という大軍をもって無警告でポーランド国境を突破し、ついに第2次世界大戦という悲惨な戦争を引き起こした時のことを考えてみても、ただ漠然とした不満や対立があったからではない。そこには明確にして回避し得ない国家利益の侵害があった。少なくともドイツからみれば国益の侵害であった。よく後世いわれるように、ただ単にユダヤ人の排斥といった感情論ではなかった。もしユダヤ人の排斥が主目標であれば、56個師団というドイツの総力をあげた大軍をもってまでポーランドを占領下におく必要はない。

もちろんヒットラーの政治哲学「社会は優秀な民族が劣等な民族を支配し指導することによって進化し発展する」が当時のドイツ国民に絶大な影響をあたえたことは、まぎれもなく否めない事実である。しかしこのような極めて特殊なヒットラーの政治哲学がドイツ国民に支持された背景には、国際政治情勢が大きく影響している。いわゆるヒットラーの指導者原理が平時において、あれほどの国民の支持を獲得するとは考えられない。今にして歴史を振り返れば、第1次世界大戦の戦後処理の失敗がドイツ第3帝国を抬頭させたことは、ほぼ明白であろう。

世界経済を震撼させた1929年のニューヨーク・ウォールストリート発の世界恐慌は当然のことながらドイツ経済にも深刻な影響を与えた。ドイツ経済破綻の原因は、その多くが第1次世界大戦の戦後処理に起因している。ベルサイユ体制の真の目的は将来にわたって2度とドイツが立ち上がれないよう、ドイツの足腰を砕き、ドイツを叩き潰すことにあった。ドイツの非武装化、ザールおよびラインラント<sup>9)</sup>に対する措置は、そのことを明白に物語っている。

このドイツ経済の破綻こそヒットラーにとっては権

力に接近する千載一遇のチャンスであった。ベルサイユ体制<sup>10)</sup>の打破、これこそまさにドイツ国民の願望であり、ヒットラーが行動を起こすための大義名分であった。1933年3月24日にいたりワイマールドイツ共和国は、ついにヒットラーの前に崩壊した。ドイツ授権法<sup>7)</sup>の成立の日である。われわれが今日の目で見るとき、この政治過程は理解に苦しむかも知れない。

しかしこの狂気の一連の政治過程は人類にとってぬぐい去ることのできない歴史的事実である。われわれ後世の人類に課せられた任務は、2度とこのような惨禍を引き起こさないことである。すでにみたようにベルサイユ体制が結果的にヒットラー政権を生み出し、ついに破滅への進軍開始となった。ベルサイユ体制の目的とするところは何であったか。特にフランスの思惑は国際の平和と安定という見地から、正しく評価することができたであろうか。残念ながら、正義と秩序を基調とする国際政治の不在が、第2次世界大戦を引き起こすこととなった。ジュネーブの国際連盟本部は何ら機能<sup>8)</sup>することもなく、無音のうちに消滅した。

同じように1941年12月8日、日本海軍の連合艦隊は、南雲中将指揮下の機動部隊をもって、宣戦布告することなく、ハワイ真珠湾<sup>10)</sup>を攻撃し太平洋戦争の火蓋を切った。これもまた国際政治の秩序を無視した軍事行動であった。当時のNHKは全国放送で

「帝国陸海軍ハ本8日未明西太平洋ニオイテ米英ト戦闘状態ニイレリ」

と繰り返し放送している。当時の日本にはアメリカ合衆国の本土<sup>10)</sup>を攻撃し、アメリカ本国を軍事占領する計画など全くなかった。日本海軍の攻撃目標はアメリカ太平洋艦隊であった。太平洋艦隊の根拠地がハワイにあったため、ただ戦術上の理由からハワイ攻撃に踏み切ったまでのことで、そこには長期的戦略<sup>11)</sup>などなかった。この作戦は軍事的にみても失敗であったし、政治的には大失敗であったといわねばならない。当時の日本の陸海軍、特に陸軍の政戦略は、国際政治の動向を綿密に考慮することなく遂行されていたきらいが濃厚にある。

軍事的失敗の論拠としては、この作戦の初期段階において、すでに情報戦で負けていたことである。ハワイ攻撃の機動部隊<sup>12)</sup>が瀬戸内海から出撃した段階で、すでにアメリカ海軍は日本海軍の異様な行動を掌握して

いたと考えられる。南雲中将の機動部隊がエトロフ島のヒトカップ湾に集結した時点では、ハワイ攻撃の意図はほぼ掌握されていた。にもかかわらず、アメリカは何ら対応していない。しかしこのアメリカの対応には多くの疑問が残る。日米の外交交渉が風雲急を告げていた当時、アメリカが何の対応もしていなかったこと自体が大きな問題でありかつ疑問である。

いかにして戦争を回避するか。これは人類の長年の願望であり悲願である。日米開戦の直前における両国の外交交渉の中で最大の難関は、中国大陸において日本が確保した権益をアメリカが認めるか否かにかかっていた。日本が確保した権益の中で特に国際的に注目されていたものは満州国であった。満州国が日本の傀儡政権によって成立した国家であることは、すでに誰が見ても明白な事実であった。ここで国際政治の原則と理念に従うならば、日本は涙をのんで満州国<sup>13)</sup>の保有を放棄すべきであった。当時の国際平和維持機構としては、たとえ不完全であったにしても、国際連盟が存在していた。しかも日本はすでにその常任理事国にまでなっていた。いわば日本は国益に優先して国際の平和と安全を守るべき指導国としての立場にあった。日本にしても中国大陸における権益は、これを一朝にして水泡に帰すわけにいかないことは明白である。

中華民国を除く多くの列強は、すでにこの当時、満州国が日本の傀儡政権によって成立した国家であることを承知の上で、黙認もまたやむを得ないといった政治状況におかれていた。リットン調査団による報告が国際連盟において承認され、その結果として満州国が否認されたにもかかわらず、あえて黙認という国際政治状況は、ひとつには瀕死の状態とはいえ国際連盟の存続であり、今ひとつは戦争の回避であった。中国大陸において日本の傀儡政権による満州国を黙認すれば、日本の大陸進出が終了するかどうか、これは今となっては判然としない。むしろ歴史における「イフ」の領域であって、考察の対象とならないばかりか、論証の根拠ともならないであろう。

このことはヨーロッパにおけるドイツの動向からも、はっきりとうかがい知ることができる。ヒットラーのチェコスロバキア進撃後のドイツ外交を見れば明白である。ドイツとの妥協による戦争回避策はヒットラーに対しては何ら効果がなかった。ついにミュンヘ

ン会談で破局にいたった。

とはいえ当時の国際政治状況が、中華民国を除いては、満州国黙認の方向に流れつつあったこともまた否めない事実であった。ヒットラーによるチェコスロバキア領有と同じように、日本の満州国建国も国際法と国際正義を無視した形で着々と既成事実化しつつあった。中華民国以外の列強は、自国の植民地確保という思惑から、日本の満州国建国を黙認することによって、東アジア地域の安定を優先した。ヨーロッパ列強が国際法と国際正義の実現よりも、それぞれ自国の国家利益を重視した結果であった。したがって満州国建国を含めて、日本の大陸進出が続きつつも戦争の暗雲は、わずかに薄らぐかに見えたのである。

しかし突如として出現した「ハル・ノート<sup>15)</sup>」は、日米の緊張を一気に高める結果となってしまった。日本は「ハル・ノート」をもって、アメリカが日本に突き付けた最後通牒と解釈せざるを得なかった。その要求は極めて厳しく、とうてい日本が承諾できる内容ではなかった。日本、ドイツ、イタリアの間で締結された、いわゆる三国同盟の破棄、さらに中国大陸からの日本軍の撤退、そして満州国の建国を一切認めないという厳しい内容であった。この時点で、アメリカが日本に対して、このような厳しい内容の要求を突き付けてくることは、日本は予想もしていなかった。これはもはや外交交渉とはいえない。強大な軍事力を背景とした、いわば戦争瀬戸際政策である。

アメリカ合衆国国務長官コーデル・ハル<sup>16)</sup>によって発せられた「ハル・ノート」は当時の日本人にとって、だれが考えても戦争挑発行為としか見えなかったであろう。三国同盟の破棄はもとより、満州国建国の否定は日本を戦争にかりたてること以外の何ものでもなかった。南満州鉄道の枕木の1本1本は、当時の日本にとって、まさに日本人の血と肉のかたまりであった。満州国はその上に建国された。その満州国を一片の「ハル・ノート」で抹殺し去ることは、日本人の名誉と自尊心を著しく傷つけずにはおかなかった。しかしこのことはアメリカから見れば、日本の露骨な大陸侵略の単なる正当化にしか過ぎなかったのである。

不幸な日米開戦は一片の「ハル・ノート」によって火蓋が切られた。ハルは太平洋戦争終了後の1948年にノーベル平和賞を受賞した高名な上院議員であった。

しかしどう考えても、日本にとっては「ハル・ノート」は極度に厳しいものであり、ハル個人によって作られた事実上の対日宣戦布告であった。

日本海軍のハワイ攻撃は東京時間で1941年12月8日未明に開始された。この攻撃は目先の戦術としては成功したかに見えたが、長期的戦略としては失敗であったといわざるを得ない。その決定的な失敗は、日本海軍がアメリカ太平洋艦隊の空母を1隻も撃沈できなかったことである。日本海軍の航空隊がパール・ハーバーで撃沈できたのは戦艦ばかりであった。空母を1隻も撃沈できなかったことは、日本海軍にとっては、まさに取り返しのつかない失敗であった。やがて翌年、日本海軍は、この捕捉できなかった空母によってミッドウェー海戦で致命的打撃を受けることとなるのである。日本海軍の失敗の原因は情報軽視であった。

国際紛争の原因をみると、いずれも軍がいかに行動するかが大きな要因となっていることがわかる。軍をいかに動かすかは政治の責務である。軍を動かす原動力が国民を代表する議会によって決定される政治体制になっているか、あるいは一部の特権階級、もしくは特定の政治集団のみによって動かされる体制になっているかは、単にその国の内政問題というにとどまらず、国際問題として突出してくる可能性が十分ある。

明治維新以来の日本の政治体制は、いわゆる天皇制国家<sup>18)</sup>であった。1868年以前にさかのぼれば、幕府打倒の大義名分として、特に天皇制が見直されたきらいがあることは否めない。徳川幕府を倒すためには、天皇の権威を高め、天皇こそ日本の唯一の統治者である必要があった。このことに最も熱心となった藩は長州藩であった。吉田松陰を指導者として育成された松下村塾出身者が、明治政府において権力を掌握すると、天皇制国家への道はますます強化されるにいたった。その政治的特質をみると、明治憲法に規定されるように、軍を動かす権力が天皇に集中し、天皇にのみ直属していた。いわゆる統帥権の独立である。明治憲法の下においては陸海軍の最高指揮官は天皇であった。このことは必然的に軍部の独裁化をまねくことになり、実際に独裁化してしまった。軍は統帥権の独立を盾として自由に軍を動かすことができた。ということは議会による抑制が機能しなかったことを意味する。

天皇制国家ゆえに太平洋戦争を回避できなかったと

する議論は、明らかに論理の飛躍がある。このことは戦争原因をどのくらいの期間でみるかによっても、結論が大きく異なってくる。パールハーバーへの起点を日中戦争からみるか、日露戦争<sup>19)</sup>からみるか、あるいは黒船からみるかによって、解釈は変わってくる。少なくとも日清戦争から日露戦争にかけて、統帥権の独立が問題となった事例は少ない。しかし第1次世界大戦以降は、統帥権をめぐる議会と軍の対立は厳しくなっている。たしかに関東軍の独走は統帥権の独立を盾としたものであった。しかし1868年の明治維新から1914年の第1次世界大戦までの間は、天皇制国家を根拠に戦争原因を説明することはむづかしい。

### 3. 世界政策

太平洋戦争終了直後の1945年からサンフランシスコ講和会議にいたるまでの間にかけて、日本国内では、サンフランシスコ条約の批准の是非をめぐる多くの論争が展開された。いわゆる全面講和か単独講和かの対立をめぐる論争である。しかしこの論争そのものがすでに不毛の論争であった。当時の日本はアメリカ、イギリスを中心とする連合軍の占領下にあり、国家主権を喪失した状態にあった。大日本帝国憲法の下で主権者であった天皇に代わって、連合軍総司令部のダグラス・マッカーサーが事実上の日本の主権を掌握するにいたった。アメリカによる日本占領は単なる軍事行動の停止のみならず、もっと大きな政治目的をもっていた。いわゆるアメリカの世界政策である。しかしこのことの是非は本稿の目的ではない。ただ到来の国際政治を考える上で、世界政策の存在そのものを無視することもできない。

アメリカの対日占領政策<sup>20)</sup>をみればすでに一目瞭然であるが、明治維新以来の天皇制国家日本は、アメリカからすればアジアにおける戦争勢力であり、いずれは駆逐すべき存在であった。このことは1905年に日露戦争終結を目的として開催された講和会議と、その結果締結されたポーツマス条約によって決定的となった。天皇制国家日本の解体はアジアの平和と安定のための必要不可欠の条件、これが当時のアメリカの見解であり国是でもあった。

国家が世界政策を保有して国際社会に乗り出してく

ることほど危険なことはない。すでに先にみたように、ナチス・ドイツの第3帝国はヒットラーの政治哲学「指導者原理」を引っ提げて国際政治の舞台に流星のごとく登場してきた。しかしながら、わずか11年後には、第3帝国が掲げた世界政策は、まったく無残な結末となった。

大東亜共栄圏構想<sup>21)</sup>もまた日本が掲げた世界政策のひとつである。19世紀から始まったアジアに対する西力東漸は、日本を唯一の例外として、欧米列強によるアジアの植民地化であった。東京における東方会議の理想は、5族共和の夢もむなしく、その実行段階においては、単なる植民地獲得政策に転落してしまった。大東亜共栄圏の繁栄という理念による日本の世界政策は、アメリカによる、もうひとつの世界政策の前に無残にも崩壊してしまった。

アジアにおける戦争勢力日本の壊滅は、また新たな世界政策の構築をまねく結果となった。ソビエト連邦の出現である。1917年のロシア革命以来、最初の社会主義国家として発展しつつあったソ連もまた世界政策<sup>22)</sup>を擁して国際政治の現場に躍り出てきた。しかも日本の大東亜共栄圏構想なきあとのアジア大陸には中国共産党支配下の中華人民共和国が抬頭してきた。中華人民共和国もまた世界政策を1949年の建国を期に展開し始めたのである。いわゆる米ソ対立に新生中国が加わったことは、国際社会の不安定を加速するのみならず、これまでの既存の平和秩序安定装置、たとえばバランス・オブ・パワーといった価値観を無に等しくしてしまった。

ソ連の世界政策は、いうまでもなく「すべての国家の社会主義化」であった。地球上に初めて出現した世界最初の社会主義国家誕生に際し、その息の根を止めてしまおうとした国家行動に対する対抗措置として「すべての国家の社会主義化」が、ソ連の国是となったのである。ロシア革命直後の内乱期のソ連にとって、たとえば日本のシベリア出兵は、ただ単なるチェコ軍救出でないことは明白である。しかも時期は第1次世界大戦の真っ直中である。

民族自決権の理論を援用するまでもなく、ロシア革命によって成立したソ連は国家として承認されるべきであった。アメリカがソ連を国際法上の国家として正式に承認するのは実に16年後の1933年であった。しか

もその承認の動機は、同じく1933年に出現したドイツ第3帝国に対する牽制であった。このことは後に1949年の中華人民共和国の建国時にも、アメリカによって同様の措置がとられている。さらにベトナム戦争終結時の戦後処理においても同様である。アメリカの新生国家に対する外交姿勢が社会主義体制否認という傾向をもっていることが肯定されよう。

社会主義中国の場合はソ連よりも複雑に屈折している。そもそも中国共産党の生みの親はロシア共産党である。1917年にボリシェビキが勝利を獲得したあと、レーニンによる指令としてヨッフエ<sup>24)</sup>が中国へ派遣され、共産党結成の準備がなされている。革命直後にヨッフエが派遣されたことから明白なように、レーニンの革命理論が一国社会主義論であったかどうか、はたして真意はどこにあったか再検討の余地があろう。ロシア革命からすでに90年を経た今日、もはや検証の価値も減少したかに見えるかも知れないが、現在なお存在し政治権力を掌握する中国共産党の動向分析には必要不可欠である。レーニンは次のように発言している。

「中国人民はふるい、中世紀的な制度と、それを

を支持していた政府をくつがえすことに成功した。

中国には共和制が確立された。そして、その怠惰と沈滞によって、すべての民族の黒百人組の心をあれほど長くたのしませていたアジアの大国の最初の国会が、その最初の国会が選出され、召集され、すでに数週間も会議をおこなっている。中国国会の両院の1つ、衆議院では孫逸仙の支持者すなわち国民党、民族主義者がさして多くない多数派をしめていた。この党の本質をロシアの条件に適応させて表現するためには、この党を急進的ナロードニキ的共和党、民主主義の党となづける必要がある。参議院では、この党がもっと著しい多数派をしめている。(中略) 中華民国の臨時大統領であり、独裁者の習癖をますます顕著にあらわしつつある中国のカデットに心をよせている。」

(1913年4月28日、レーニン 『プラウダ』100 プログレス出版所 モスクワ)

レーニンが中華民国の政治改革の方向をナロードニキへと誘導しようと考えていたことがうかがえる。すでにこの時点で中国の社会主義化<sup>25)</sup>がロシア社会民主労

働党ポリシェビキの構想として存在していたことにもなる。

民族解放運動もまたレーニンにとっては、新生ソビエト社会主義政権の勢力拡大の手段として利用された。各民族の民族解放闘争への支援は、同時にマルクス・レーニン主義<sup>26)</sup>と社会主義政権の拡張であった。レーニンの主張に呼応してソビエト政権に協力した民族で真の独立を獲得した事例は、ソビエト連邦の崩壊まで見ることができない。レーニンは次のように呼びかけている。

「労農政府はロシア共和国の構成に入っているすべての人民に同権と自由をあたえ、搾取者に反対する全勤労者の統合を宣言して、あなたがのべられているように、国際主義的な基礎を確立しました。ロシアの実例にしたがおうというアフガニスタン国民の志向は、アフガニスタン国家の堅牢さと独立のよき保障となるにちがいありません。われわれは、ロシア国民と親交をむすびたいという陛下の意向を歓迎し、公式代表をモスクワに任命されるよう、あなたにお願いするとともに、われわれの側としてもカブールに労農政府の代表を派遣することを申し入れ、同代表の即時入国について、全当局に指示していただくよう陛下にお願いします。モスクワ、1919年5月27日、レーニン。」

(1919年6月14日トルキスタン共和国中央執行委員会イズヴェスチヤ121号『ソ連邦外交文書』第2巻、モスクワ国立政治図書出版所・日本語版)

このレーニンの呼びかけに応じてアフガニスタンは革命後のソ連で連邦共和国を構成した。しかしナショナリズムの運動は厳しく抑制され、やがてソ連軍のアフガニスタン侵攻をもたらす結果となった。このように1917年のロシア革命以降、マルクス・レーニン主義を背景として成立した社会主義国家は、イデオロギー<sup>27)</sup>の輸出と、それに伴って領土の拡張も国家の基本政策となった。その結果「すべての国家を社会主義化すること」は明白な事実として国際社会の平和と安定を攪乱する要因となる。ソ連を盟主として形成された社会主義共同体の政治目的「すべての国家を社会主義化すること」は国際共産主義運動として第2次世界大戦後の国際社会を混迷と混乱に突入させた。

特に東欧諸国全域はソ連の衛星国化<sup>28)</sup>し、ソ連軍を主力部隊とするワルシャワ条約機構軍とコメコン銀行によって1990年代まで、ソ連による国家的支配と搾取を長く受け続けた。国際共産主義運動という危険な赤い潮流は東欧諸国のみならず、アジアからアフリカさらにラテン・アメリカへと流入した。国際共産主義運動の主要目標がおくれた第3世界であることはいうまでもない。現在の国連加盟国の多くは、かつて第3世界の一員として統一し団結して国連外交を展開した。国際政治の要諦が国際の平和と安定にあることからすれば、この赤い危険な潮流が地球上に渦巻くかぎり、その目的は永遠に達成されないであろう。

白い潮流が地球上に渦巻き始めたのは、直接的には朝鮮戦争からであるが、その萌芽は米ソが共に連合国軍の一員として協力し合いつつ戦った第2次世界大戦末期にみることができる。しかしその協力も両軍のエルベ川邂逅までであった。エルベ邂逅以降の両軍はすでにドイツ崩壊後の国際政治を見据えた政戦略を展開し始めたのである。

赤い潮流を国際共産主義運動とすれば、白い潮流は国際自由主義運動とでも呼ぶべきものであろう。赤と白の潮流はサンフランシスコ体制の下で激突を開始した。赤い世界政策と白い世界政策の極度の対立は、偶然にも一見奇妙な平穏を国際社会にもたらした。もちろんそれは戦争瀬戸際政策を背景とした武装対立であり、危険な対立であって、偶発戦争を引き起こす危機に直面した不幸な状況にあった。もはや人類は自己の意思で戦争を回避する道を失ったかに見えた。いわゆる米ソ対立下における冷戦の開始である。20世紀の半ばから世紀末までの間は、いかに人類の英知をもってしても、またジョージ・ポールの名著『大国の自制』をもってしても、膠着した冷戦構造の本質を変換させることは困難であった。

およそ個人の対立にしても国家の対立にしても、対立解消を最も困難にさせる要因としては「ものの考え方<sup>29)</sup>の相違」がある。あるいは「価値観の相違」といってもよいかも知れない。基本的な「ものの考え方」が異なっていては、互いに共有する価値がなくなる。したがって共通の意思疎通の場も存在しない。あとは互いに疑心暗鬼におちいる。政治的な対立としての全体主義対自由主義、経済的な対立としての社会主義対資

本主義。この不幸な膠着状態から人類が脱却するためにはどうすればよいか。その方法はただひとつしかない。すなわち「ものの考え方」を変えるしかない。では「ものの考え方」を変えるにはどうすればよいか。そのためには、より高度の価値観の導入である。そのような価値観とは何か。

すべての国家に対して平等に主権が承認されている状態は、その社会の中では平面上で互いに自己主張を繰り返しているだけの結果となる。つまりその社会全体の利益を決定し執り行なうシステムが存在しないことを意味する。国際社会全体の利益を擁護するためには、その国際社会の上に位置づけられたものによらなければ、全体利益を擁護することはできない。

国際共産主義運動を国家の存立理由とする国家と、同じく国際自由主義運動を国家存在の使命とする国家が対峙すれば、主権の価値は実質的にはないに等しい。かつて17世紀ヨーロッパの国際的安定を目的として考案されたウエストファリアの主権概念は、すべて同一平面上でしか機能し得なかった。したがって19世紀以降に出現した世界政策をもった国家に対しては、全く無力なばかりか、逆効果でさえあった。

たとえば先にみたように、指導者原理を引っ提げて登場したヒットラー・ドイツに対しては、ほとんどなす術がなかった。これは主権概念そのものに最初から内在する欠陥<sup>30)</sup>のひとつである。

要するに、21世紀の国際政治は、世界政策を掲げる超大国に対しては、同一平面上での主権行使が全く意味をなさないことを物語っている。たとえば、北朝鮮をめぐる6ヵ国協議をみても自明である。今や21世紀の到来の国際政治は、世界政策を掲げる超大国を国際正義と道徳の下におくものでなければならない。ソ連が崩壊し冷戦が終結した結果として、国際政治の安定が得られたかに見えたが、むしろ事實は逆であった。

#### 4. 紛争解決

地球上の多くの地域で、ありとあらゆる種類の紛争が昼夜を問わず勃発している。いわゆる東西冷戦終結後の国際紛争を概観するに、東西両陣営が2分されて対立していた当時に比較してみると、そこには顕著な特質が散見される。先ず最も目につくことは、これま

では1度も国際政治の舞台に登場したこともなく、まったく無音で静かに眠っていたような少数民族が突如として民族独立運動を展開し始めたことである。

国連憲章で人類は2度までも世界大戦を経験したことを厳重に反省し、ふたたび戦争の惨禍を繰り返さないことを厳粛に誓ったあと、およそ今日まで80回におよぶ国際紛争が勃発している。この80回の紛争で失われた生命、難民となることを余儀なくされた人々や、そのほか言語に絶する苦痛を受けた人々のことを考えると、いかにして国際の平和と安定を確保すべきかが到来の国際政治の急務である。

到来の国際政治が解決すべき急務のひとつは地域紛争の解消である。冷戦終結から現在までの地域紛争は、その多くが旧ソビエト連邦内で発生している。このことは旧ソ連における民族政策が失敗であったことを明確に示している。

当時のソ連共産党第27回大会<sup>31)</sup>は1986年2月25日に開催され、党中央委員会書記長ゴルバチョフは次のように主張している。

「ソ連共産党は自らの活動においてソビエト社会の多民族的構成をあらゆる角度から考慮している。これまでに踏破された道のりの結果が疑問の余地なく証明していることであるが、過去から残された民族問題は、ソ連では首尾よく解決済みになっている。わが国の民族関係にとっては、大小民族の一層の繁栄はもとより、自発性、平等、兄弟的協力を基盤として進んでいるその一貫した接近が特徴的である。ソ連共産党は、わが社会主義多民族国家の中で100以上の大小民族の共同の労働と生活の過程で民族関係の改善に関する新しい課題が当然生まれているという点から出発している。党は試練に耐えたレーニンの民族政策の諸原則にもとづいてそれらを解決してきたし解決していく。単一連邦多民族国家のあらゆる手を尽くしての強化と発展。ソ連共産党は今後も地方主義や民族的制約のあらゆる現れと首尾一貫してたたかい、同時に、全国民的課題の解決における共和国、自治州、自治区の役割の一層の向上、権力および管理機関へのすべての民族の勤労者の積極的な参加について不断に配慮していく。社会主義的連

邦主義と民主集中制のレーニ的諸原則の創造的な適用にもとづいて、すべてのソ連国民、すべての大小民族のための民族間関係の形態は豊かなものになる」

(在東京・ソビエト大使館広報部翻訳)

ゴルバチョフの党大会における報告が事実に基づいた真実であれば、連邦崩壊後にいたり各共和国内で民族紛争が頻発<sup>32)</sup>することはない。上記報告の「民族問題は、ソ連では首尾よく解決済みとなっている」という部分はナゴルノ・カラバフ紛争をみれば虚偽である。

同じく、上記報告の「社会主義的連邦主義と民主集中制のレーニ的諸原則の創造的な適用」が実施された結果として「すべての大小民族のための民族間関係の形態は豊かなものになる」ことが真実であるとすればナゴルノ・カラバフのみならず、チェチェン紛争も勃発することはあり得ない。報告の「民主集中制」は独裁制であり「レーニ的諸原則」とは、すでに先に見たように、世界政策としての社会主義体制の直接的輸出であった。かつて社会主義体制の統一と団結と称して東欧諸国に強行されたブレジネフ・ドクトリン<sup>33)</sup>と思想的基盤を同じくするものである。

東欧諸国においても同様の傾向がみられる。コソボ紛争はその実例である。その本質は民族独立運動である。東欧諸国が長年にわたりソ連の事実上の支配下におかれ、社会主義を強要されていたことは周知の事実である。東欧の中でも多民族国家として、民族問題に苦慮していたユーゴスラビアはチトー亡きあと、すでに分裂の危機<sup>34)</sup>に直面していたが、その後のミロシェビッチ政権下では、ついに民族紛争の勃発となった。旧社会主義世界における少数民族の民族独立運動に対して、それが国際紛争として火を噴いた場合、紛争解決はどのように行なわれたであろうか。

ナゴルノ・カラバフは旧ソビエト連邦アゼルバイジャン共和国の自治州であった。住民の多くがアルメニア人であったことから、アゼルバイジャンを離脱してアルメニア共和国への帰属を要求した。旧ソ連はナゴルノ・カラバフ自治州の要求を認めず、これを弾圧し続けていた。しかし1988年2月スンガイトでアゼルバイジャン人によるアルメニア人襲撃事件が発生した。やがて1991年12月ソビエト連邦の崩壊により、自治州住民はアゼルバイジャン共和国政府に武力で対抗し始

めた。結局この紛争はアゼルバイジャンとアルメニアの2共和国間の戦争状態にまで発展した。1994年に戦争状態は停戦したが今日なおアルメニア政府には不満がある。解決を困難にしている問題にカスピ海の石油をめぐる思惑がある。このため紛争解決にはロシア、トルコの国家利益が直接的にからんでくる。アメリカもまた介入しており、1996年にはアメリカ国務省のタルボット次官がアゼルバイジャン、アルメニア両共和国政府と会談、その結果としてナゴルノ・カラバフ紛争解決のアメリカ・ロシア共同計画が立案された。ナゴルノ・カラバフという国際政治の上では全く無名で影響力もない地域の紛争に、なぜ超大国アメリカの国務省高官が介入してくるのか。ナゴルノ・カラバフ紛争は本来はアゼルバイジャン共和国の国内問題であった。国内問題がなぜ国際問題に転換するか。その理由は2つ考えられる。第1の理由として、アゼルバイジャン共和国そのものが、本来は国際法上の主権を有する独立国家である。独立国家をソビエト政府が連邦を構成する共和国の地位にとどめていることに問題がある。第2にナゴルノ・カラバフ自治州<sup>30)</sup>の地理的位置が、バクーの石油生産および搬出と密接な関連がある。カスピ海の石油を地中海に搬出できるか否かの要衝の地が、自治州の位置である。このためトルコが利害関係国として登場してくる。ナゴルノ・カラバフ紛争の解決には、ロシア、アメリカ、トルコの3ヵ国が直接関係国となり、結果としてここに国際紛争化する要因がある。では実際の解決はどうなるであろうか。

国際紛争の解決は国連安全保障理事会の重要な責務であるが、主権国家の集合体である国連は、紛争当事国を含めて加盟国が主権を行使すれば、紛争解決機能は事実上麻痺してしまう。特に安全保障理事会を構成する5ヵ国には拒否権<sup>37)</sup>(VETO)が認められている。このため国際の平和に重大な影響をあたえる案件が、かえって国連で未解決のままとなることがある。

たとえば1950年6月25日、突如として北朝鮮軍が北緯38度線<sup>38)</sup>を無警告で突破して南鮮に侵攻した朝鮮戦争は、国連軍の派遣をめぐって米ソが対立し、朝鮮問題を審議する安全保障理事会をソ連は欠席した。欠席を拒否権の行使と解釈するか、欠席は拒否権の行使ではなく出席国4ヵ国が拒否権を行使しなければ成立すると考えるか議論が紛糾する事態となった。安全保障理

事は全会一致を原則とする議論もあり、ついに結論が得られないまま、アメリカ軍は国連の旗の下に朝鮮へ出撃した。米ソが当時すでに冷戦に突入していたことによる。

結局ナゴルノ・カラバフ紛争の解決には4段階の過程が必要となった。第1段階は互いに抗争したアゼルバイジャン人対アルメニア系アゼルバイジャン人で、これは同一国内での対立である。第2段階はアゼルバイジャン共和国対アルメニア共和国の対立で、これはソビエト連邦を構成する共和国対共和国の対立で、互いに正規の共和国軍を保有しているため事実上の戦争となった。第3段階はソビエト連邦を構成する共和国対連邦中央政府の対立である。これは軍事力において共和国側が劣勢である。共和国軍が正規のソ連軍と交戦して勝てるわけもない。第4段階はソ連対トルコ対アメリカの国家利益をめぐる対立である。石油資源確保という国家利益中心主義の外交交渉であるが、互いに武力を背景とした駆け引きである。外交交渉の成り行き次第では軍事力の行使もあり得る。この紛争解決に、もしアメリカが軍事力を行使すればナゴルノ・カラバフ自治州は瞬時に消滅してしまうであろう。

国境移動に関しては、アゼルバイジャンは現状維持である。これに対してアルメニアはナゴルノ・カラバフ自治州の全領域を共和国に即時編入する前提での国境移動を要求している。クレムリンはアゼルバイジャンと同じく現状維持である。またアメリカはトルコとの外交関係を考慮して現状を静観している。

この紛争の解決過程をみると、最終的にはアメリカの軍事力が大きく抑止力として作用している。もしアメリカの介入がなければナゴルノ・カラバフ自治州とアルメニア共和国はソ連軍正規部隊によって鎮圧されたであろう。ソ連軍の軍事行動は侵略ではなく、連邦維持という憲法上の大義名分がある。しかしソビエト連邦憲法は同時に、連邦構成共和国となるかならないかは各共和国の自由意思によるとなっている。したがってこの紛争解決は最終的には、アメリカの介入が大きく作用している。アメリカの介入が軍事力を背景に展開されたことは明白である。

国際紛争の解決が、このように大国の介入によらなければ実現しないことは憂慮すべきことである。ナゴルノ・カラバフ紛争の場合はアメリカ軍の直接出動が

なかったが、それはソ連の譲歩の結果である。国際の平和維持機構<sup>38)</sup>である国連も機能することなく、超大国の軍事力のみによって国際の平和が今後も維持されるとすれば、たとえ紛争が鎮静化したとしても、それは世界が超大国の支配下におかれるだけである。

コソボ紛争の場合は大国による直接的介入があった。コソボ紛争は一連の東欧革命の中で勃発したものである。東欧における最大の多民族国家ユーゴスラビア連邦共和国が音<sup>39)</sup>をたてて崩壊し始めたのは1991年6月のスロベニアの独立からである。1991年9月にはスロベニアに続いてクロアチアが独立運動を展開し始めた。さらに1992年3月にはボスニア・ヘルツェゴビナ紛争も勃発している。いずれの紛争も民族対立、宗教対立などが複雑に絡み合い、話し合いによる解決は難航した。

旧ユーゴスラビア連邦共和国は6共和国と2自治州から成立したが、連邦を事実上支配した中心的な共和国はセルビアである。セルビアは、いわゆる「大セルビア主義」を称することで異民族を統合し支配した。この支配の矛盾が噴出し、各民族が連邦内部で独立を宣言し、連邦離脱運動を展開し始めたことから、コソボ紛争も勃発した。コソボは共和国でなくセルビア共和国の自治州であった。このセルビア共和国の民族構成はセルビア人が10%であるのに対してアルバニア人は90%であった。

紛争勃発の直接の契機は1996年4月、セルビア人によるアルバニア人学生射殺事件から始まった。1998年2月、コソボ人民解放軍とセルビア政府軍治安部隊とが激突し死者30名を出した。3月9日、クリントン政権はアメリカを中心にイギリス、ロシアなど6ヵ国による対ユーゴ経済制裁を決定した。コソボ対セルビアの対立は激化するばかりで、武力衝突のたびに多数の死者を出した。この間、国連の対応は緩慢であった。犠牲者の保護のため、北大西洋条約機構軍による空爆が計画され、NATO軍は臨戦体制を維持した。国連安全保障理事会が停戦決議案を可決したのは、紛争勃発から6ヵ月も経過した1988年9月23日のことであった。国連の対応が迅速を欠く理由のひとつには国連そのものが官僚機構化していることもある。

ユーゴのミロシェビッチ大統領に指揮されるユーゴ連邦軍とセルビア共和国軍がコソボ自治州の首都プリ

シチナに掃討作戦を展開したことから、1999年3月、NATO軍はついにユーゴの首都ベオグラードに対して猛烈な空爆を実施した。この時の派生的な事件として、在ベオグラード中国大使館に対する爆撃も行なわれた。NATO軍の78日間におよぶ猛烈な爆撃の結果、85万人のアルバニア難民が発生した。セルビア難民20万人を合わせると、コソボ紛争だけで100万人をこえる難民が発生している。

国連コソボ共同暫定行政機構<sup>41)</sup>は1999年12月に設置された。紛争後もNATO軍による国際治安維持部隊が常駐することとなった。共同暫定機構の実務は2000年2月より開始された。紛争の結果、コソボもセルビアも人的損失が多く、人口は極度に減少している。到来の国際政治の視点からみれば、全く無駄な無意味な戦争であったといわざるを得ない。なぜこのような結果になったのであろうか。原因のひとつには、紛争勃発の初期段階に、その後の戦火の拡大を防止すべき迅速な対応が国連によってなされなかったことにある。現在の国連には、そのような機能がそなわっていない。と同時にアメリカの介入もまた問題なしとしない。たしかにクリントン政権の問題解決能力は、コソボ紛争においても評価されるべきかも知れない。しかし結果が示すように、要するにNATOの軍事力による解決である。ミロシェビッチを爆撃で叩き潰すというだけの解決である。このような解決方法が真の解決といえるか疑問である。やがてアメリカは次のブッシュ政権で、より強大な軍事力を行使してイラク問題を解決しようとするのである。

## 5. 国際秩序

いかにして国際の平和を維持し戦争を廃絶するか。このことは人類の長年にわたる願いであり悲願でもある。おそらく人類始まって以来、闘争としての戦争は常にあったであろう。そしてそれと同様に平和への願望もあったであろう。人類はいつの時代も平和を渴望しつつ同時に戦争へと進んだ。

政治学者は、戦争は政治を実現するための手段であるという。クラウゼヴィッツはその著書『戦争論』の中でそのように述べている。レーニン<sup>42)</sup>は資本主義が高度に発達した結果として、生産手段の国家独占段階で

帝国主義戦争<sup>43)</sup>はさげられないという。たしかに戦争を回避する特効薬を人類はまだ開発していない。しかし戦争はいかなることがあっても回避すべきである。国家の指導者たちは戦争で獲得したものは強調するが、戦争で失われたものには目を向けようとしない。たとえばイギリスとアルゼンチン<sup>44)</sup>の間で1982年に勃発したフォークランド紛争（アルゼンチン名マルビナス Malvinas）に関して、イギリス国内では当時のサッチャー首相が参戦した将兵をフォークランド沖海戦の英雄と称えて、その勝利を祝った。この海戦はわずか2ヵ月の戦闘であったが両国は2000名の戦死者を出している。

人類が国家を形成する過程を振り返ってみると、そこにはひとつの理念があった。強者が弱者を支配するという弱肉強食の社会から、人間の英知が支配する社会への移行、これこそ近代国家の理念であった。人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果は近代法治国家として地球上に根を下ろした。国家は国内においては全て法が支配する。まさに法の支配こそ人類の英知の賜物である。

しかし国際社会では今なお弱肉強食が横行している。国際社会をも法の支配する社会に移行させなければ、人類の真の幸福はあり得ない。国際社会が法の支配する社会に移行する道は決して遠くはない。次はそのための方途である。

第1にウエストファリア体制を変換し、主権の行使を制限的に行なうことである。これは国内法のレベルで実現可能である。現実の国際社会は理論より先行して、すでに各国は絶対的主権行使<sup>45)</sup>など行なっていない。むしろ現実には不可能である。ただ例外的な国家には現状では対応できない。イラクと北朝鮮はその実例である。

第2に国家利益優先主義を是正すべきである。この是正も今日では実現不可能でないばかりか現に行なわれている。ただし強硬に国家主権<sup>46)</sup>を主張する例外国家にどう対応するかといった法的根拠<sup>47)</sup>がない。国家利益の追求が、より高い価値の追求へと転換される必要がある。人類は常に自国のことのみ<sup>48)</sup>に専念してはならないのであって、人類全体の利益つまり人類益もしくは地球益の追求に邁進すべきである。ある国家が他国のことを考慮することなく自国の利益のみを追求すれば、それはほぼ自動的に地球益の侵害になる。地球益

として各国が遵守すべき項目は次の2項目である。第1項目は地球環境の保全<sup>48)</sup>に関することである。いかなる国家も地球環境を破壊する行為に主権を行使してはならない。第2項目は軍事力の行使に関する制限である。いかなる国家も正当防衛を除いて、国際紛争の解決にあたっては、主権の発動としての武力行使もしくは戦争は、国際秩序維持行為の場合を例外として、それぞれ自国の意思に基づいて制限する。

## 6. 到来の国際政治を模索して

これまでいくつか国際紛争の実態をみてきたが、ほぼ毎年のように地球上のどこかにおいて紛争や戦争や武力衝突が勃発している。ある学者は多分にあきらめ顔で「人類は戦争が好きである」とまで極言している。あのダンバートン・オークス精神は、もはや消滅し去ったのであろうか。人類は第2次世界大戦終結から今日まで、すでに80回もの紛争を経験させられている。

到来の国際政治は、正義と秩序に基づいた法が支配する国際社会を出現させることである。国際社会がいつまでも弱肉強食<sup>49)</sup>の自然状態であってはならない。リバイアサンは永遠の眠りについてもらう必要がある。到来の国際政治にとって当面する課題は、国家主権の制限である。1945年6月、サンフランシスコに集合した各国代表たちは厳粛な精神のもとで「国際の平和および安全を維持するためにわれらの力を合わせることを」<sup>50)</sup>を決意して「国際的紛争または事態の調整または解決を平和的手段によって、かつ正義および国際法原則に従って実現すること」<sup>51)</sup>を誓約して国連憲章を確定した。いずれの国家の代表たちも国際社会における法の支配<sup>50)</sup>を否定するものではない。代表たちが苦慮する問題は国際会議の場ではなく国内勢力にある。ポーツマス講和会議での小村寿太郎の苦悩は歴史の真実である。先に指摘した2項目は国内問題として議会において立法措置が可能である。

国際紛争の解決を軍事力の行使によることなく司法的手段により解決することも、同様に国内法の範囲で可能である。たとえば領土問題や国境問題を当事国間で解決する場合は軍事力の行使をとまなう事態が予測される。すでに国内法では自力救済は禁止されて久しい。国際社会もまた同様である。自力救済に代わって

国連安全保障理事会が解決することにも問題がある。これまで多くの事例で失敗を重ねてきたことに加えて、政治的中立を疑われている。

法の支配する国際社会の中心は国際司法裁判所である。国際司法裁判所にも多くの不備や欠陥があるが、国際法による司法的判断は、その実効性の有無にかかわらず、ひとつの大きな決定であり宣言である。いかなる国家も無視することはできない。判決のみならず勧告もまた影響力をもつ。たとえ当事国が不服従であっても、国際法に反して、国際正義に反して、国際世論に反して、当事国の指導者が国民から、世界から尊敬と納得を得ることができるとは思えない。たしかに解決まで時間がかかるかも知れない。しかし短兵急に兵力を動員し多数の戦死者を出すより賢明である。どの国家にも主戦論者が存在するものである。国家や民族が紛争や戦争に直面すると、かならず主戦論者が主導権を掌握しようとする。北アイルランド紛争でも中東戦争でも、その傾向が強く、問題解決を複雑かつ困難にしている。

到来の国際政治が対象とする国際社会は、もはや20世紀型社会ではなく大きく変質し始めている。その中心的役割は国家だけでなく多くの国際機関や国際団体が担い手として活動している。国家と国家の関係、国際関係、外交関係といったものは、21世紀においては、もはや政府による独占ではなくなりつつある。到来の国際政治が目指すものは政府と政府の外交ではなく、国民と国民の外交<sup>32)</sup>、市民と市民の交流である。到来の国際政治は国家が指導するものではなく、平和を願う市民が主流である。

### 【注】

- 1) Congress of Westphalia 1648.
- 2) Maastricht Treaty on European Union 1993.
- 3) Dumbarton-Oaks Conference 1944. San Francisco 1945.
- 4) Hans J. Morgenthau, “POLITICS AMONG NATIONS” The Struggle for Power and Peace p.55
- 5) Hans J. Morgenthau, ibid., p.154
- 6) Versailles System 1919.
- 7) アドルフ・ヒットラーがドイツ首相になった直後の1933年3月24日、ワイマール・ドイツ共和国は「ドイツ授権

- 法（Ermächtigungsgesetz）」を成立せしめた。「授権法」は「民族および国家の危機克服のための法律」である。この法律は法律によって憲法を改正もしくは停止することができるという極めて特異なものであった。当時のドイツ議会が下位法の法律をもって上位法の憲法を改廃できた政治的背景には、国家意思の形成および国家権力の発動にあたり、議会の多数が同意すれば全てのことが無制限に可能であったことを示している。これがナチス・ドイツの政治哲学である。しかし民主主義の重大な欠陥であり危機でもある。「授権法」成立の日をもってワイマール・ドイツ共和国は消滅した。『権力のネメシス』の著者ベネットは次のように描写している。
- 「フォン・プロムベルク（注、ヴェルナー、陸軍元帥）は結局ヒンデンブルクの許に行った。そして午前9時には彼はまだ生まれていない内閣の国防大臣に任命されていた。彼は、彼まで逮捕されてしまうことにならないように、国防省には行かない方がよいと警告された。2時間後には一切の障害が取り除かれ、一切の反対の声が沈黙してしまった。アドルフ・ヒットラーは宣誓して首相となり、第三帝国がここに誕生した」（ウィラー・ベネット、山口定訳『権力のネメシス』p.262, みすず書房）
- 8) Hans J. Morgenthau, op. cit., p.365
- 9) GORDON W. PRANGE with Donald M. Goldstein and Katherine V. Dillon, “PEARL HARBOR” p.120
- 10) GORDON W. PRANGE, ibid., p.133
- 11) GORDON W. PRANGE, ibid., p.165
- 12) 日本海軍のハワイ攻撃が正式な国家意思であったことは1941年11月5日決定の帝国国策遂行要領で明白である。天皇の裁可を得て次のように命令されている。
- 「大海令第1号、昭和16年11月5日、軍令部総長 永野修身 山本連合艦隊司令長官に命令
1. 帝国ハ自存自衛ノ為米国英国蘭国ニ対シ開戦ノ已ムナキニ立チ至ル虞レ大ナルニ鑑ミ12月上旬ヲ期シ諸般ノ作戦準備ヲ完成スルニ決定ス
  2. 連合艦隊司令長官ハ所用ノ作戦準備ヲ実施スベシ
  3. 細項ニ関シテハ軍令部総長ヲシテ指示セシム」
- 13) 関東軍の軍事行動による満蒙問題解決を契機として1932年3月建国。これに対して国際連盟はリットン調査団報告書を圧倒的多数で承認。日本は国際連盟を脱退したあと急速にドイツに接近。先にふれた「ドイツ授権法」成立と満州国建国および連盟脱退とはほぼ同一時期。軍の

- ドイツ接近、特に陸軍省、参謀本部を中心に結成されていた秘密組織「桜会」の影響は多大であった。（上村伸一『日本外交史』19日華事変（上）p.178. 鹿島研究所出版会）
- 14) Hans J. Morgenthau, op. cit., p.109
- 15) 最後通牒に等しい要求がハル・ノートである。現在公表されているハル・ノートはオーラル・ステートメントを除いて2項目から成り立っている。第1項目が9項で第2項目が10項である。問題の要求事項は第3項で「日本国政府ハ支那及ビ印度支那ヨリ一切ノ陸、海、空軍兵力及ビ警察力ヲ撤収スベシ」（The Government of Japan will withdraw all military, naval, air and police forces from Chinaland from Indo-China）となっている。おそらく当時の軍部はもとより日本の一般国民でさえ、このハル・ノートを本気で信じることはできなかったであろう。この要求は、それほど日本側にとって過酷な内容であった。ハルはアメリカ国務省の国務長官でありながら、中国大陸をめぐる日米間の懸案を外交関係を通じて解決する意思がなかったと考えられる。ハル・ノートは1941年（昭和16年）11月26日にワシントン駐在野村大使と栗栖大使に手交された。この同じ日に日本海軍は南雲忠一中将麾下の機動部隊をエトロフ島のヒトカップ湾からハワイへ向け出撃させた。真珠湾攻撃に参戦した将兵は南雲中将以下30000名であった。
- 16) HULL, CORDELL (1871-1955), U.S. statesman, U.S. Secretary of State (1933-44), U.S. House of Representatives 1907-21, 1923-31. U.S. Senate 1930. 1933, Secretary of State under President Franklin D. Roosevelt. 1934, Good Neighbor policy of nonintervention in the internal affairs of Latin-American nations. He took a leading part in organizing the United Nations. 1945, Nobel Peace Prize. (GROLIA UNIVERSAL ENCYCLOPEDIA p.297)
- 17) 戦後に公表された資料などによれば、アメリカ海軍の損害は、自爆などを除くと戦艦の撃沈はオクラホマ、アリゾナ、カリフォルニア、ウエスト・バージニア、ネバダである。アメリカ太平洋艦隊の主力空母は1隻も撃沈していない。日本側は戦艦5隻撃沈を真珠湾攻撃の大勝利であるかのように国内で喧伝したが、山本五十六司令長官以下連合艦隊の最高首脳部たちは空母の行方を憂慮していた。当時の太平洋でアメリカ海軍に対抗できる軍事力を擁していたのは日本海軍のみであった。日本海軍が

- ハワイを攻撃した日と同日の1941年12月8日の午前0時すぎ、陸軍はマレー半島コタバルに上陸作戦を展開し上陸した。陸軍のコタバル上陸から6時間後に海軍の真珠湾攻撃が敢行されている。日本の主たる目標は中国大陸と南方にありハワイではなかった。さらにイギリス海軍東洋艦隊の主力艦である戦艦プリンス・オブ・ウェールズとレパルスも日本海軍によって撃沈された。西太平洋の制海権は日本が完全に掌握した。しかし太平洋全域の制海権はアメリカにあった。その海軍力の中心が空母であった。連合艦隊首脳部が憂慮したように、ハワイ攻撃から半年後にアメリカ太平洋艦隊の空母群によって日本海軍は壊滅的な打撃を受け、ついに終戦まで回復することにはなかった。これがミッドウェー海戦である。
- 18) 天皇制国家という名称もしくは表現は太平洋戦争敗戦後に主として左翼学者たちが使用した。したがって多分に批判的な意味を含んでいる。左翼学者たちは天皇に戦争責任があり、天皇制が戦争原因であるかのごとく主張した。たしかに当時の軍部は天皇の名称と地位を軽々に使用しすぎた。この点は軍部にも大きな責任があるといえよう。しかし天皇個人の存在はもとより、天皇制であったから太平洋戦争が勃発したという主張は、あまりに論理の飛躍が極端である。天皇が存在しなかったら天皇制でなかったら太平洋戦争はなかったといえるであろうか。天皇責任論は皮相的で単純な解釈である。振り返って1853年の黒船以来の日米関係を精査し熟慮する必要がある。アメリカが日本に対して警戒心をいだき始めたのは、パールハーバーより50年前の1905年ポーツマス講和会議からとみてよい。これに対して日本の対米決戦はハル・ノートからである。50年と1年の差がある。この原因は、われわれ日本人のものの見方が、よく指摘されるように潜水艦的だからである。日本人の、ものの見方の中には、国内政治はあっても国際政治がないのである。「到来の国際政治」では国内政治つまり国家利益優先主義より、国際政治つまり地球益・人類益優先主義に転換していかなければならない。その意味でも天皇制国家戦争論は誤謬である。この議論に関しては中村菊男教授の『天皇制ファシズム論』がくわしい。（中村菊男『天皇制ファシズム論』p.27. 原書房）
- 19) 日露戦争で日本は勝利したことになっているが、その大部分は日本海海戦の結果が国内で喧伝されたきらいがある。旅順、大連における戦闘では、おびたしい戦死者

- を出している。すでに戦費も底をつき、政府は講和に持ち込むしかない状況に追い込まれていた。したがってポーツマスの講和会議は勝利者対敗戦者という図式ではなかった。ロシア側代表のウイッテは老獪な政治家であったし、仲介者顔のアメリカ大統領セオドア・ルーズベルトの日本側に対する外交姿勢は、アメリカの国家利益中心主義であった。ひとつの事実、日本側の最大の要求である樺太（サハリン）の領有に対して、これに積極的な仲介の労をとっていなかったことである。日本側は北緯50度線の南側つまり南樺太の領有だけで妥協せざるを得なかった。問題は日本国内の反応である。全権代表小村寿太郎に対する轟々たる非難が各地でまき起り、神戸から東京駅へ着いた小村は上奏のため凱旋通り（今の東京駅丸の内中央口）から皇居への道を軍隊の護衛で進んでいる。まさに国家利益中心主義の結果であり国際政治不在の現象である。
- 20) 森田英之『対日占領政策の形成』-アメリカ国務省1940-44 p.118. 葦書房
- 21) 大東亜共栄圏構想をひとつの理念としてみるか、単なる植民地政策としてみるかによって結論は大きくわかれる。前者は林房雄の『大東亜戦争肯定論』（番町書房）であり後者は家永三郎の『太平洋戦争』（岩波書店）である。国際政治の見地からみれば、連盟脱退以降の日本の行動は容認されない。
- 22) James P. Scanlan, “MARXISM IN THE USSR” p.182
- 23) James P. Scanlan, ibid., p.334
- 24) 大久保泰『中国共産党史』上 p.88. 原書房
- 25) 大久保泰、同書、p.285
- 26) James P. Scanlan, op. cit., p.224
- 27) Henry Pachter, “SOCIALISM IN HISTORY” p.168
- 28) 拙著『現代国際政治論』p.44. 犀書房
- 29) 拙著、同書、p.192
- 30) 主権概念そのものに内在する欠陥を露呈した歴史的事実がナチス・ドイツの法秩序といえる。議会で可決した法案が全て法としての強制力をもって実定法として現実社会に行なわれると考えることは異常である。かつてイギリス議会（Parliament）は「男を女にし女を男にすること以外は何でもできる」といわれたが、この「何でも」は文面通りの「何でも」ではない。イギリスの場合は、非制定法としてのコモン・ローが実在する。ナチス・ドイツの場合は、実定法秩序そのものが破壊されていると

- しか考えられない。国家主権を制限する実定法が存在しなくとも自然法は厳然として存在する。
- 31) ソ連大使館広報部『ソ連共産党第27回大会資料集』p.282, 在東京ソビエト大使館広報部編訳 ありえす書房
- 32) ソ連大使館広報部、同書 p.302
- 33) チェコスロバキア事件の鎮静化を目的としてソビエト共産党が東ヨーロッパの社会主義国に適用した原則。当時のソビエト共産党中央委員会書記長がレオニード・ブレジネフであったことから一般にブレジネフ・ドクトリンまたは制限主権論と称している。東欧の衛星国に対しては社会主義共同体の統一と団結のため、衛星国の主権行使を制限できるという解釈である。1968年8月のチェコ事件では衛星国チェコが（より正確にはチェコスロバキア共産党中央委員会そのものが）公然と反ソ行動を展開した。これに対してソ連共産党はワルシャワ条約機構5ヵ国統一軍26個師団50万の大軍をもってチェコ国境を突破しプラハを占領した。
- 34) 拙稿『内山正熊教授退職記念論文集』 p.203 所収「東ヨーロッパの自由化運動」慶応義塾大学法学部法学研究会
- 35) 拙著『東欧社会主義の崩壊』 p.243, 犀書房
- 36) 拙著、同書. p.247
- 37) 斎藤鎮男『国際連合序説』 p.6
- 38) 斎藤鎮男、同書、p.160
- 39) 拙著、前掲書、p.284
- 40) 拙著、同書、p.287
- 41) 北大西洋条約機構NATOのユーゴ空爆から6ヵ月後の12月にいたるまでの間については国連はコソボ紛争に対して効果的な手を打つことができなかった。国連コソボ共同暫定機構がようやく行動を開始し始めるのは2000年9月のミロシェビッチ政権崩壊後からである。しかし暫定機構内部でもセルビア人とアルバニア人の対立は容易に解消しない。宗教の相違もある。セルビア人はロシア正教と同じ宗派のセルビア正教徒が多く、アルバニア人はイスラム教徒が多い。この宗教上の対立はチトーのユーゴ連邦成立以前から長年にわたり続いており、チトーの巧みな民族政策で連邦を維持していたのが実情である。
- 42) 国際法廷として国連安全保障理事会は1993年5月に旧ユーゴ国際戦争犯罪法廷を設置しミロシェビッチ大統領を戦争犯罪人として1999年5月身柄不拘束のまま正式に訴追した。プリマコフ元ロシア首相はハーグの法廷で「ミロシェビッチ元ユーゴ大統領は、いわゆるく大セルビ
- ア>創設の支持者ではなく、ボスニア・ヘルツェゴビナの内戦は外部からの干渉が火種になったこと」を強調した。（外務省欧亚局ロシア課監修『ロシア月報』737号 p.47（財）ラジオプレス）
- 43) 拙稿『世界経済』43巻9号 p.8, 所収「社会主義の終焉」（財）世界経済調査会
- 44) 拙稿『城西人文研究』29巻 p.14, 所収「制限主権論」城西大学経済学部経済学会
- 45) Hans J. Morgenthau, op.cit., p.334
- 46) Hans J. Morgenthau, ibid., p.341
- 47) 拙稿“PROBLEMATA MUNDI”7号 p.62, 所収「社会主義体制の崩壊とその原因」京都外国語大学国際問題研究会
- 48) 拙稿『J AFT』日本貿易学会年報36号 p.66, 所収「グローバル化時代における主権概念の変容と新国家理論」日本貿易学会
- 49) Harold j.Laski “A Grammar of Politics” p.92
- 50) Hans J. Morgenthau, op.cit., p.501
- 51) 拙稿『法学研究』69巻4号 p.26, 所収「社会主義国家崩壊の原因」慶応義塾大学法学部法学研究会
- 52) 日本国憲法第65条は「行政権は、内閣に属する」と規定しているから、一般市民が外交関係を締結することはできない。しかし国家の官僚が全ての外交関係を有効に解決することもまた不可能なことである。たとえば日本と韓国が竹島の領有をめぐる政府間で交渉を行なっても、両国の主張は公式見解の陳述のみで、平行線のままである。交渉の当事者として両国外務省の外交官たちが会見すれば、お互いに本国政府の見解に拘束されているから、新たな解決案が生まれる余地はないに等しい。この場合、やはり司法的判断のほうが、より有効的であるといえる。たとえ当事国の一方が不服従であっても、正当な司法的判断に従わないことそのものが、すでに国際社会の掟に反していることを自認する結果になり、国際世論を敵にまわすことにもなる。到来の国際政治が目指すシステムは国際社会における法の支配が究極の目標である。国際社社会で、法の支配を完全に実現する理想の形態は世界政府である。しかし今ただちに世界政府の出現を求めても、それは単なる空想の世界の産物にしかすぎない。空想の世界から現実の世界へ1歩接近して、到来の国際政治を模索すれば、世界連邦（World Federation）の構想も浮上してくるであろう。世界連邦では各構成国

が潜在主権を互いに認めつつ、現在の国連を改組する方法により各国の主権を自発的に制限すれば不可能ではない。すでに現在の国際社会は実質的には世界連邦的な様相を呈している。超大国といえども恣意的な主権行使など困難となり、また人類の発想そのものが18世紀、19世紀に比して格段に国際社会中心になりつつある。各国は現在でも平均200を超える国際条約の下で秩序維持に努めようとしている。21世紀の人類が、その英知をもってすれば決して不可能なことではない。到来の国際政治は人類が英知をそそいで構築するであろう。